

長崎市病院局 分掌事務

部	課・室 科・部	分 掌 事 務
管 理 部	企画総務課	(1) 条例、規則、規程及び議案に関する事。 (2) 公印に関する事。 (3) 文書の收受及び発送に関する事。 (管理部門及び市民病院に係るものに限る。) (4) 病院事業の基本計画に関する事。 (5) 組織管理及び職員の定数管理に関する事。 (6) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 (7) 苦情処理共同調整会議及び労働組合に関する事。 (8) 職員の配置に関する事。 (9) 職員の任免、分限、懲戒、服務、その他身分に関する事。 (10) 職員の給与、児童手当及び旅費に関する事。 (11) 職員の研修に関する事。 (12) 事務改善の推進に関する事。 (13) 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。 (14) 職員の公務災害補償等に関する事。 (15) 全国自治体病院協議会に関する事。 (16) 特命事項に関する事。 (17) 災害拠点病院に関する事。 (18) 部内及び市民病院内の庶務に関する事。 (19) 局内、部内及び市民病院内事務の連絡調整に関する事。
	経営管理課	(1) 財政計画及び資金計画に関する事。 (2) 予算の編成・経理及び決算に関する事。 (3) 業務状況説明書に関する事。 (4) 企業債及び一時借入金に関する事。 (5) 現金、有価証券及び証紙の出納並びに保管に関する事。 (6) 物品等に係る入札参加者の資格に関する事。 (7) 物品等の購入、製造及び修繕の契約に関する事。 (8) 物品（たな卸資産を含む。）の出納及び保管に関する事。 (9) 固定資産の取得に関する事。 (10) 資産の処分に関する事。 (11) 固定資産の登記又は登録に関する事。 (12) 固定資産の管理の総括事務に関する事。 (13) 資産の評価及び減価償却に関する事。 (14) 施設の維持管理に関する事。

部	課・室 科・部	分 掌 事 務
管 理 部	医事情報課	(1) 医療関係法に基づく事務に関すること。 (2) 事業収益に係る調定及び収納に関すること。 (3) 患者の取扱いに関すること。 (4) 医療相談に関すること。 (5) 寝具に関すること。 (6) 医療事故の対応に関すること。 (7) 各種情報・統計に関すること。 (8) 広報、ホームページに関すること。 (9) 電子カルテに関すること。 (10) 地域がん診療拠点病院に関すること。 (11) 地域医療支援病院に関すること。 (12) 医局の事務に関すること。
市 民 病 院	内 科 心療内科 精 神 科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 リウマチ科 小 児 科 外 科 整形外科 呼吸器外科 小児外科 皮 膚 科 泌尿器科 こう門科 産婦人科 眼 科 耳 鼻 いんこう科 リハビリテ ーション科 放射線科 麻 醉 科	(1) 患者の診療に関すること。 (2) 診療録の記録及び整備に関すること。 (3) 学術的研究に関すること。 (4) 薬品及び飲食物の指定に関すること。 (5) 医療機器の管理に関すること。 (6) 医療安全管理に関すること。

部	課・室 科・部	分 掌 事 務
市民病院	臨床病理科	(1) 病理診断に関すること。
	手術部	(1) 手術に関すること。
	材料部	(1) 診療材料に関すること。
	内視鏡部	(1) 内視鏡業務に関すること。
	検診部	(1) 検診業務に関すること。
	救急部	(1) 救急業務に関すること。
	栄養管理部	(1) 給食に関すること。 (2) 栄養指導に関すること。
	診療録 管理部	(1) 診療録の管理に関すること。
	検査部	(1) 病理、細菌、生化学その他医学的検査に関すること。
	放射線部	(1) 放射線業務に関すること。
	薬剤部	(1) 製剤及び調剤に関すること。 (2) 麻薬及び劇毒物の管理に関すること。 (3) 医薬品の管理に関すること。 (4) 服薬指導に関すること。
	リハビリテ ーション部	(1) リハビリテーションに関すること。
	地域医療 連携室	(1) 入退院患者に係る病院等との連携に関すること。
	看護部	(1) 看護業務に関すること。 (2) 看護教育に関すること。

部	課・室 科・部	分 掌 事 務
成人病センター	事務室	(1) 施設の維持管理に関すること。 (2) 事業収益に係る調定及び収納に関すること。 (3) 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。 (4) 患者の取扱いに関すること。 (5) 医療相談に関すること。 (6) 寝具に関すること。 (7) 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。 (8) 病院内の庶務に関すること。 (9) 病院内の事務の連絡調整に関すること。
	内科	(1) 患者の診療に関すること。
	呼吸器科	(2) 診療録の記録及び整備に関すること。
	消化器科	(3) 学術的研究に関すること。
	循環器科	(4) 薬品及び飲食物の指定に関すること。
	心臓血管外科	
	泌尿器科	
	放射線科	
	手術・材料部	(1) 手術及び診療材料に関すること。
	内視鏡部	(1) 内視鏡業務に関すること。
	検診部	(1) 検診業務に関すること。
	臨床工学部	(1) 臨床工学技士の業務に関すること。 (2) 医療機器の管理に関すること。 (3) 医療安全管理に関すること。
	栄養管理部	(1) 給食に関すること。 (2) 栄養指導に関すること。
	診療録管理部	(1) 診療録の管理に関すること。
	検査部	(1) 病理、細菌、生化学その他医学的検査に関すること。
	放射線部	(1) 放射線業務に関すること。
薬剤部	(1) 製剤及び調剤に関すること。 (2) 麻薬及び劇毒物の管理に関すること。 (3) 医薬品の管理に関すること。 (4) 服薬指導に関すること。	
リハビリテーション部	(1) リハビリテーションに関すること。	
看護部	(1) 看護業務に関すること。 (2) 看護教育に関すること。	

課	分 掌 事 務
野母崎病院	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関すること。 (2) 事業収益に係る調定及び収納に関すること。 (3) 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。 (4) 患者の取扱いに関すること。 (5) 医療相談に関すること。 (6) 寝具に関すること。 (7) 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。 (8) 病院内の庶務に関すること。 (9) 病院内の事務の連絡調整に関すること。 (10) 患者の診療に関すること。 (11) 診療録の記録及び整備に関すること。 (12) 診療録の管理に関すること。 (13) 学術的研究に関すること。 (14) 薬品及び飲食物の指定に関すること。 (15) 手術及び診療材料に関すること。 (16) 検診業務に関すること。 (17) 給食に関すること。 (18) 栄養指導に関すること。 (19) 病理、細菌、生化学その他医学的検査に関すること。 (20) 放射線業務に関すること。 (21) 製剤及び調剤に関すること。 (22) 麻薬及び劇毒物の管理に関すること。 (23) 医薬品の管理に関すること。 (24) 医療機器の管理に関すること。 (25) 医療安全管理に関すること。 (26) 服薬指導に関すること。 (27) リハビリテーションに関すること。 (28) 看護業務に関すること。 (29) 看護教育に関すること。 (30) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に関すること。